

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和6年2月21日(水) 第1委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 谷口隆明 坂本義明 福山権二 國利知史
3. 欠席委員 坪田朋人副委員長
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件

- 1 陳情第43号 自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外申請ができる制度の策定を求める要請
- 2 陳情第2号 電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書
- 3 所管事務調査について
- 4 その他

午後1時18分 開 議

○桂藤和夫委員長 それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。本会議におけます傍聴、写真撮影、録音録画を許可しております。また副委員長が体調不良で欠席しておりますので、出席議員は5人で本日の委員会をやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

1 陳情第43号 自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外申請ができる制度の策定を求める要請

○桂藤和夫委員長 それでは早速、協議事項に入ります。1点目、陳情第43号、自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外申請ができる制度の策定を求める要請です。まず、事務局長から説明をよろしくお願いいたします。

○山根啓荘議会事務局長 これは2023年12月7日付けで、自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外申請ができる制度の策定を求めるということで、教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしまの共同代表の方から要請がありました。要請書の下側に書いてありますが、自衛隊への個人情報提供を望まない人が、事前に提供除外申請ができる制度の策定を求めますという内容です。各自治体のホームページ等で除外申請を受け付けておられるところのホームページの資料が添付されています。説明は以上です。

○桂藤和夫委員長 ただいま局長から説明をしていただきましたけれども、この件の取り扱いにつきまして御意見があれば承って結論を出したいと思います。福山委員。

○福山権二委員 議会でも意見交換があつて、議論したところなのですが、結局、個人情報保護法に基づいて、自衛隊が地方自治体に命じて勝手に関係データを出すということができるのか。自衛隊法と、個人情報保護法によると、自衛隊法を優先して、自衛隊が自治体に対してこういう住民情報

の提供を求めることができると聞きました。公式的には庄原市として、この件に関して、個人情報保護法と自衛隊法との関係、どちらが上位法かと。その法的な関係について、まだ正確な報告を受けていないと思います。よそを見ると、どこも情報提供していると。していないところも幾らかあるけれども、閲覧で提供している。書面でしているのが自衛隊のまち呉と竹原と尾道、安芸高田、府中町。そこでの自衛隊法との関係はどうか。事務局はそれを調べられているのか。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 まず、先ほどの自衛隊法を優先するのかという点については、昨年の6月議会だったと思うのですが、谷口議員さんが一般質問をされています。庄原市はどのような対応をとっているのかということで、市の回答とすれば、その募集対象者に関する情報については、住民基本台帳の規定に基づいて、閲覧申請と閲覧請求があります。その中で、閲覧申請に対する許可によって対応しているというのが、市の対応なのです。ですから、住民基本台帳に基づく閲覧申請に基づいて、閲覧をいただいているという市の回答があり、谷口議員さんは、それでしたら、そういった対応を続けてくださいと。ですから、積極的に自衛隊法に基づいて提供するのではなく、閲覧申請に基づいて閲覧だけをしてもらうという対応を続けてくださいということで、6月議会の対応は終わっています。今回出てきている内容はそういうものではなく、要するに、自分の情報をもう自衛隊に教えてほしくないということで、除外申請というのできるから、ホームページで除外申請を受け付けるということを制度化してくださいと。それで、そういうことを望む方は、事前に登録して、情報提供してもらわないような仕組みをつくってくださいという趣旨です。ただ、制度については、また研究をする必要があるのかなとは思っております。そういった意味で、現在のところ、すぐに回答を出せるようなことではないのかなと思っております。そこら辺については御意見をいただきたいです。

○福山権二委員 谷口議員は、昨年6月にそれはそれでいいですよと言って決着がついたことになっているようですけども、それとは別にこういうのが出てきている。今の事務局長の説明なら、閲覧申請が出た場合には、申請を見て、それで許可する場合と許可しない場合があると。その基準もあるでしょうけれども、閲覧申請をしたら誰でもそれが見られるのだと思うのです。そのときに、庄原市がどういう基準とするのかというのが一つと、自衛隊の要請に限らず、いずれの人であっても、市民が全て出してもらっては困ると言えるのかどうか。法律的にどうか。自衛隊法と個人情報保護法は上下も関係もないだろうと。上も下もない、同じ法律だと。勝手には個人情報は公開できないと。ただ、個人情報であっても閲覧を希望すれば、それによって個人情報保護法が規制外になると。そのあたりをはっきりしておかないと議論が進まない。

○桂藤和夫委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 きよねんの6月議会では、電子データや書面で提供する自治体が全国的に6割ぐらいになったのですが、法律ではなくて通知によって自衛隊がそういうことをやっているの、法的にできないのではないかと聞いて聞きました。庄原市の場合は閲覧だけだということで、この閲覧は基本台帳法のたしか11条か何か、何人も請求したら出さないといけないというのがあるのです。だからその一環で、自衛隊に提供しているということであれば、その時点では仕方ないかなということだったのです。ただ、今後の課題としては、閲覧であっても18歳になった、あるいは22歳になったらもう除外してくれということができるのであれば、それはそういう制度を設けて、閲覧でも外すことができるようになるほうが望ましいと思います。私もいろいろ調べて、住民基本台帳法による閲覧

覧はできることになっていると、その時点で思ったのです。もう少し調べればいいのですが。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 住民基本台帳法の11条をまず解明しないと。いかなる人であろうと、全国誰でも、僕なら僕が自治体に出せと言ったら、自治体はそれに無条件で応じる義務があるのか。条件によって拒否できるのか。その内容をはっきりしておかないと。そこをまず調査したうえで、どうするかということを考えるべきだろうと。この要望は、そういう法体系があっても、私は情報を出したくないという人に対してどうするのかという問題提起です。自治体として教えてくれと言った人には出すと。当然、私のことは出すなど言えば、出さないようにしないといけない。それだけの話です。だから、11条をもっと研究していけばいいのではないですか。当面聞き置いて調査をしようということですよ。

○桂藤和夫委員長 当面聞き置くということで。そういう方向でこれからも検討していく必要があると思います。今回は、一応聞き置くということで、とどめたいと思います。

2 陳情第2号 電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書

○桂藤和夫委員長 続きまして、陳情第2号、電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書が出ております。これも同様に、局長から説明をお願いしたいと思います。局長。

○山根啓荘議会事務局 それでは、まず陳情書の説明をします。令和6年2月1日、一般社団法人広島電業協会から、電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書が出ております。陳情の内容については、次のページをごらんください。最後に書いてあるのですけれども、公共工事の入札制度の運用に当たりましては、1、分離発注の継続、2、当該設備工事の業種にかかわる専門工事業者のみの競争入札参加を引き続き御採用賜りますよう、特段の御配慮をお願い申し上げますというのが陳情書の内容でございます。この件に関しましては、毎年、陳情書をいただいています。前回も聞き置くということに結論としてはなっております。今回、事務局でも調べてみまして、管財課に問い合わせたところ、内容に応じて分離発注をしているという状況でした。執行者にも要望書が出ておりまして、団体からは、庄原市の場合は、引き続き分離発注していただいているので、継続をお願いしたいという内容でした。実際に分離発注した件があるのかも調べてみたら、令和4年度に分離発注をしたケースがあるということも確認しております。説明は以上です。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 分離発注をしてほしいというのは、一括で発注してしまうと、大企業が請負うことになった場合に、ここでの電気工事に関しても大企業からの下請とかが取ってしまうから、一括で発注をせず、それぞれの工事を分離した状態で発注してほしいという意味合いなのですか。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局 大企業に限らず、いわゆる建築工事の中に、電気設備工事などが含まれているケースがあります。建設費用の積算をするのに、一般管理費という形で経費の積算を1本であるのか、それとも分けてするのかによって、請負金額が変わってきます。そういう意味で分離発注を望まれているという状況です。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。ないようでしたら、この件も聞き置くという形をとどめたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、陳情第43号、陳情第2号につきましては、それぞれ聞き

置くという形にしたいと思います。

3 所管事務調査について

- 桂藤和夫委員長 3点目、所管事務調査についてですけれども、まず特定事業主行動計画について、前回2月5日の委員会でもいろいろと議論をしていただきました。きょう結論を出すのではなく、今後の進め方とか、いつまとめるかというところの皆様方の意見を聞かせていただく中で、今後の展開を考えていきたいと思います。御意見のある方は、御自由に御発言ください。よろしく申し上げます。坂本委員。
- 坂本義明委員 総務課が来て説明した内容と、質問した内容を取りまとめたものであると認識すればいいですね。
- 桂藤和夫委員長 はい。國利委員。
- 國利知史委員 特定事業主行動計画について、提言書をまとめるためにこういう意見が出ているというので、その確認という意味ですよ。
- 桂藤和夫委員長 それもありまして、いつごろまとめるかと。局長。
- 山根啓荘議会事務局長 特定事業主行動計画については2つありまして、まず、資料で載せております提言の内容について、皆さんから期限までに提出してもらったものがごらんとおりとなっております。本当にこの内容で提言するのかどうかというところを1項目ずつ確認してもらいたいと思います。事務局でも気になるところはあるのですが、まずは委員さんで検討していただきたいです。
- 桂藤和夫委員長 1番の人員増、やめる人が多い。その対策というところからいろんな意見が出ておりますけれども。國利委員。
- 國利知史委員 これは、免除ではなくて、僕のニュアンスで言うと、一次試験に通らない。通らなくても、地元のためにやりたいという人が多分います。一次試験は国が関与していることだから、そこは曲げられないので、国の制度を変えていくほかないと思うけれども、地元採用のような優先的なものもあればいいのではないかという意味で言ったと記憶しています。免除という意味合いではない。
- 桂藤和夫委員長 福山委員。
- 福山権二委員 國利委員の説明によると、人員確保の基本的な方法として、一つは一次試験免除と書いています。一次試験の結果に全てを左右されない採用方法を検討しろということになると、結果的には一次試験免除となりますよね。表現ですよ。だから、一次試験は、常識というか基本的能力を検査するものなので必要だと思うけれども、一次試験を免除という表現は別にしても、それに左右されないような庄原市の採用基準を検討すべきだという意味ですよ。
- 桂藤和夫委員長 國利委員。
- 國利知史委員 広い意味で言えば、そういうことがあってもいいのではないかなと思います。規定で、一次試験に絶対受からないといけないというのがあるようなので、そこは国が関与しないと変えられないことではあるけれども、今言われるように、そこに左右されない採用方法があってもいいのではないかなと僕は思います。
- 桂藤和夫委員長 ほかにありませんか。
- 福山権二委員 それが法的に不可能ではないのであれば、さらに一歩進めて、より庄原市の市民から

採用するという道をもし可能なら考えてもいいのではないかと。庄原に帰りたい人がいても、一次試験でだめだったら全部除外するという事は…。柔軟にできることがあれば、そのほうがいい。今の危機的状況で言えば必要ではないですか。今が危機的状況であるということを踏まえて、こういう提言がある。もう足りないのだから。議会が合意すればいいのか、あるいは新たな条例をつくるのかということも含めて、考えないと人はふえないと思うので、この提言には価値があるのではないですかね。能力に関係なくやる気のみとまで書かなくてもいいかな。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 採用試験の問題が出たのだけれども、部署によっては採用試験を緩めてもいいというような部署があるのか。組織の中でついていけなかったら逆に気の毒だと思う。例えば、ラインを60にして52、53でも入れて、それでもやっていける部署があるのかどうか。わからない。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 常識で考えて、あると思いますよ。いろんな人を採用するというのは今でもある話で、この話は、中身がもう少し膨らんでくるようなことになるのだけれども、例えば100点満点とっても何かの理由でやめる人がいるわけです。そういう意味では、業務遂行能力とは別に、継続できるような状況もあるのだから、そこらも含めて、どれだけ庄原市行政として職員を確保するために対応できるか。これは庄原市の行政の積極性でもあるので、考えたほうがいいと。提言として間違いではないと思います。法的にそういうことは全くだめだという規制になっていたらだめだけれども、人が足りないのだから、そこは考えてもいいのではないかと。

○桂藤和夫委員長 例えば、会計年度任用職員をしっかりと募集して、その中からやる気のある人間を拾い上げるということもあるかもしれません。それと、業務をAランクからFランクぐらいまでにして、難しい仕事は普通の職員、そうでないところは会計年度任用職員に対応してもらって、各課の中で回していくという方法もできるのではないかと個人的には思っています。そうしないと、会計年度任用職員で、いきなりこれをしろと言われても、できない人もいらっしゃると思います。業務をある程度分けて、この辺はできるでしょうみたいなことにして、その中で、能力があるなという人は広げてあげればいいのかなど。そういう、登用されるような制度をつかっていけばいいのかなどということと、地元枠をある程度つくれないかなと思うのですけれども。

○福山権二委員 会計年度任用職員の3年を5年にしようとか、あるいは期末手当を出そうとか、給料を上げようという動きになって、これが国の方針でもあるし、それでいうと、採用規定的にも少し考えてもいいのではないかと思います。

○桂藤和夫委員長 例えば、一次試験でだめだった人については、会計年度任用職員で頑張ってみないかとか、やる気があればいろんなフォローをしてあげられるのではないかななど。中途半端に引っ張って途中でやめたというのも困りますけれども、そういう流れの中で会計年度任用職員として働いてみませんかということも考えていかないと、人材確保の点からするとなかなか難しいと思います。

○國利知史委員 一次がだめだった人は、庄原で働きたいと思って一次試験を受けていると思うので、そういう人に、やる気があるならうちでやってみないかみたいな声かけができるのであれば、それも方法の一つかなと。

○福山権二委員 庄原市民が受けた場合と庄原市以外の人を受けた場合に、庄原市以外の人はまだ猶予はないと。庄原市民だけするというわけにはいかないなので、その難しさがあると思う。

○山根啓荘議会事務局長　　私が言うべきことかどうかわからないのですが、やはり公務員というのは、公立の行政の中でやっているの、一定程度、最低限一次試験を通過してもらわないといけない。私たちが議員さんとの対応とかをやっているのも、地方公務員だからできるわけです。こういう社会変化の中で、国の法律が改正になると、そのたびにいろんな業務に対応してきているのですよ。ですから、人が少ないから一次試験免除という話にはならなくて、一次試験は通過してもらった上で、庄原市で働く意欲があるかとか、そういったところの面接をしているわけです。職員の人員確保をするために、一次試験の免除というところへ結びつけてもらおうと変な議論になってくると思います。そのところは整理して考えないと、一次試験の内容を調べたのですかということにもなるので、切り分けて考える必要があるのではないかなと思います。

○桂藤和夫委員長　　國利委員。

○國利知史委員　　庄原市に関しては、例えば1年間でこれだけ採用しますという枠があるではないですか。その枠は、満たしているのですか。その枠よりも応募が少ない状態なのですか。

○山根啓荘議会事務局長　　そういうところは、執行者を呼んだときに確認してもらわないといけないのですが、募集人員は少なくなっていると聞いています。ただ、採用枠より下とかそういうことではないとは思いますが。

○國利知史委員　　入る人数は、入ってくるわけではないですか。入るのがいっぱいいっぱいいるのならば、そこをふやすわけにはいかないの、どうしても、やめる人を少なくしていくことに重きを置いた提言書にしないといけないのかなと今思いました。今の議論でいうと、一次試験を通りやすくしたからといって、受ける人が多くなるわけでもないし、採用枠が多くなるわけでもない。

○桂藤和夫委員長　　福山委員。

○福山権二委員　　人員確保の具体的方法で、一次試験免除と書かれた考えが全部否定されるので、それはなしにしてもいいです。それよりも、やめる人を何とかしろということになる。募集することについて、もっと幅広いことを考えたかどうかという提言なので、それはそれでいいと思うのだけれども、総務課長が言ったように、年齢制限も20歳から25歳、30歳まで、どんどん年齢を上げて何回もしないといけないぐらいの人が来ないわけですよ。それを僕たちも知っているわけです。絶対足りていないわけです。そのときにどうするかについて提言があるので、確かに事務局が言うように、公務員だから一定程度の能力がなかったら公的な仕事はさせられないということもあるでしょう。ただ、極論ですが障害者雇用促進法もあるわけです。決してその人たちを差別的に扱っているわけではないけれども、そういうことがあっても受け入れてやろうという社会になっているのです。今の状況で人が少なくて、年々人口が減って、庄原市も相当人数が少なくなっていると。採用する人も、いっぱいいっぱいその予算を組んでいるという状況だから、ある程度こういうことを考えてもいいのではないかと、う提言をしてもいいのではないかと。

○桂藤和夫委員長　　局長。

○山根啓荘議会事務局長　　採用の人員確保という取り組みでは、例えば、他市がどんなことをされているのかというところを調査して、庄原市で言えば、一般行政職の年齢の上限が30か35です。それが結局、他市と比べてときに少し低いかなと。そういうところは言ってもいいのではないかと思うのです。ただ、私が聞いているところでは、年齢を引き上げると、これまでも社会人枠を設けたことがあったのですが、地元の企業に勤めている方が受験されるなど、引き抜きのところもあったと聞いて

います。他団体と比較したときに、もう少し年齢を上げたら確かに応募人数は上がるのかもしれませんが、ですから、そういったところを委員会で調べて、提案等をしたらどうなのかなとは思っていますが、いかがでしょうか。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 この提案をするのに、当委員会でそこもきちんと押さえていなかったら、この提案をする資格がないという意見です。考え方だけで出すなど。状態を調べて、確たるものがないと恥をかきよということだから、もうそれは調べましょうか。

○桂藤和夫委員長 この件については、他市町の状況調査も踏まえてということですね。順を追っていきますけれども、どのような職場であれば希望者がふえるのか。一般企業を参考に、対象者は一般企業と比較しているという。どなたでしょうか。いない。次、給与の見直し。これは委員会ではどうにもならないかもしれません。

○福山権二委員 庄原市は今でもあちこちから来られている。よそへ行く選択の理由として、給与があげられるのではないかと。広島市とか福山市とか大きいところと比べて。庄原市で1年か2年やって、仕事の力量がふえて、外へいくのだから大変ですよ。うちは養成機関ではないのだから。そういう意味で給与はどうか、研究してみる価値があるのではないかと。

○桂藤和夫委員長 これも他市町との比較、検討をしながら、ということになりますか。

○福山権二委員 うちだけ下げたり上げたりすると、全県下的な各自治体から文句が出るかもしれないけれども、独自で全くできないことはないでしょう。

○坂本義明委員 職員自体の給料も安い。庄原は多分下のほうだ。

○桂藤和夫委員長 育児、介護、配偶者の転勤等を理由に退職した職員に対する再雇用制度の導入を利用する。こういうことができるのかどうか。一遍やめた人は、かなり市に対する不満を持っておられる方が多いのではないかと思います。そういう人たちに、もう一遍市で働かないかとアプローチしたときに、わかりましたということにはなかなかならないかもしれませんが、そういうことも検討すればどうかという思いで上げた文章でございます。その次の、職員との面談の実施。キャリアプランを設定して取り組んでもらうということで、職員との面談の実施というのは、基本的には首長もしくは副市長さんあたりが職員とそれぞれ個別で話をし、職員との面談を通じてキャリアプランを設定してもらい、庄原市のために働いてもらったかどうかという思いで書いた文章でございます。その次、市の重要課題については、適任者を選任して、ある程度その事業の見通しがつくまでは、人事を固定化していけばどうかと。すぐに異動するのではなくて、例えば包括ケアの問題にしても、ある程度道筋ができるまでは固定をして、その職員さんに頑張ってもらい、そのあと引き継いで、だんだん肉付けをしていけばいいかなという思いで書いた文章でございます。

○坂本義明委員 三次の福岡市長は何人か集めて話をしていたのが新聞に載っていた。日南町の町長も山へ木を切りに来る人に対して、やはり年に1回か2回は集まって意見交換をして、意思の疎通をはかられている。ここができるかできないかは別にして、いいことだと思うから、それをやってくれたら、もう少し風通しがよくなるのではないかなと思う。特に、職に就いて何年目とか何カ月目は、どの業界でもやめたい時期がある。だからそれは大事なことだと思うよ。提案してもいいと思う。

○桂藤和夫委員長 全く思いつきみたいな文章なので…。

○福山権二委員 庄原市の場合、例えば係に谷口係長と私がいたときに、谷口係長と私が異動して、全

くしたことがない係長が来て、訓練をする指導者が少ない傾向にあるように思うのですよ。指導者を残して下だけ変えろとか、下がよく慣れたらここを変えろとかというのが尊重されていないような感じ。だから仕事を覚えるのがすごく大変だ、みたいな。一応与えていると、配置しているとは言われているのだけれども、それだけ仕事が専門的になったり個人的になったりしているのかもしれない。どうもそのあたりのチームプレーがうまくできていないような気がする。

○桂藤和夫委員長　　以前他市町に行ったときには、必ずキーマン的な人がいらっしゃるんですね。全事業ではありませんけれども、重要事業についてはそういう形で、ある程度固定化をする。軌道に乗るまではその方に頑張ってもらって、それを引き継いでいくという方向はどうかと少し思います。事業によっては、ころころ人事を変えるのではなくて、そのほうがいいのかなど。全部ではありません。次、財政を理由に定員を低く抑えるのではなく、余裕を持った人事配置を行うこと。積極的に正規社員の募集を行うこと。それでも定員不足の場合、思い切ってフルタイムの会計年度任用職員を採用すること。その際、令和4年12月13日及び令和5年12月27日の会計年度任用職員の適正な運用等についての通知を生かして取り組むこと。その際、通知のいうところの適切な給与決定と適切な勤務時間設定の趣旨、立場をしっかりと守ること。給与水準は、職務の内容や地域の実情を考慮して、公務の職場でのワーキングプアはつくらないこと。パートタイム会計年度任用職員と位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムより僅かに、1日15分短くする等は適切でない。これらを徹底することとありますけれども、これは。

○谷口隆明委員　　先ほどあったように、会計年度任用職員については国も処遇改善をしないといけないということで、今基本的にはその職場の初任給になっています。先ほど坂本さんが言われたように、民間の給与とかが上がっている額は、その地域の実情を一定反映して、会計年度任用職員といえども、きちんと払わないといけないのではないかと。それから、総務課に聞いてみないといけないのですけれども、1日15分だけ早くやめるパートタイムの人が当初、すごく多くて、すごく給料が下がったという話を聞きました。今どうなっているかはわからないから聞いてみないといけないのですけれども、そういう給与を少しでも安くする目的で15分だけ短くすることはすべきではないと総務省は言っています。もしそういう実態があれば、きちんとフルタイム職員としてやってもらうようにして、少しでも魅力ある職場にし、正規職員と会計年度任用職員によってカバーしないと、今の状況ではカバーし切れないのではないかと。これは実態を聞いてみないとわかりません。

○桂藤和夫委員長　　次行きます。20代、30代の働き盛りの人の退職が残念。一般企業なら将来が見えない会社になると。どなたが提案されたのでしょうか。

○坂本義明委員　　30代なら経験も豊富になっているし、民間でいったらもうバリバリの中堅です。役所でも一緒だと思います。一番できるときにやめてしまうので、もったいない話だなということを書いた。聞けば、いろんな事情があってやめられたと言うけれども、職場が楽しくないからやめるのかもしれないし。やめるということは、やはり何かみんなにも見えない原因があるのだろう。雰囲気とか空気とかやりがいとかがあるのではないかなと思って書いた。

○桂藤和夫委員長　　次に行きます。2番、職員一人当たりの仕事減。1番目がデジタル化の積極的導入ということですが、これはもう一生懸命DX化とかいろんなことで取り組まれているのかもしれない。次行きます。人員の確保を図ること。これは当然ですが、可能な支所については、社会福祉協議

会、自治振興区に支所内へ入ってもらい、連携と業務の効率化等を図ること。これは私が書いたのですけれども、支所へ行ってみると結構スペースが空いているので、そこへ自治振興区とか社会福祉協議会とかと一緒に、連携を密にして仕事をすればもっと効率が上がるのではないかということを書きました。支所の全部がそうはならないかもしれませんが、できるところはそういう形でやってもいいのかなという思いで書いた文章でございます。

○坂本義明委員 西城などはそんな感じだった。ほかのところはやっていないけれども、実際それで支障はないのだろう。

○桂藤和夫委員長 口和も2階が空いていますから。昔の議会棟が空いています。高野も空いています。そうなるとうたところが空きますので、その人員の問題が出てきますけれども。高野は温泉がありますしね、あそこに。次行きます。

○山根啓荘議会事務局長 場所の問題と、それから守秘義務ですとか、そういう観点からいくと実際にできるのかなというところはあります。

○桂藤和夫委員長 工事が要りますからね、きちんと空間をつくらないといけないですから。次行きます。いちばんづくり計画など、長期総合計画と重複する計画の廃止。長期総合計画の中にいちばんづくり計画などを位置づけるという、どなたの提案か知りませんが。

○谷口隆明委員 説明を聞いていても二重になりますし、計画より中身が問題なので。これは執行者の考え方ですけれども、整理できることは計画も整理したほうがいいのではないかなという思いです。

○國利知史委員 僕、議員になってまだ3年目なので、よく理解していない部分もあるのですけれども、例えば議案の説明とかを多分3回ぐらいするではないですか。その都度、職員さんが来て、1回目、2回目、3回目と説明するのですけれども、多分同じことを言っておられる。きょう財政課長が来て話されるのも、この前言ったからもういいのではないかと思っていて、そういうところも変えられるところではあるのかなと。時間を使って来られているわけですから、そういうところを見直して、例えば3回説明するところを1回減らして2回にするとか、そういったこともあってもいいのかなと思いました。

○桂藤和夫委員長 無理な話かもしれませんが、いちばんづくり課はもう使命がほぼ終わっているのかなという気がしないでもない。市長の特命の課なので、すぐに廃止できるかどうかはわかりませんが、企画案の中にいちばんづくり係ぐらいをつくっていけばいいのかなと個人的には思います。

○坂本義明委員 議員から見たらそうかもしれないけれども、やはり執行者とは目線が違うのかもしれない。

○山根啓荘議会事務局長 計画についてまず言いますと、計画は重複する部分があれば見直していくべきものだと思います。ただ、先ほどの組織の関係。いちばんづくり課は市長の執行権限の中で設けているので、それは市長に言ってください。

○桂藤和夫委員長 企画課、いちばんづくり課は市の心臓だと思っているので、そこがしっかり計画を立てて、いろんなことが発展すればいいかなと思うのですけれども、いちばんづくり課の動き、仕事量もそんなに多くないような気がします。実際どうかはわかりませんが、そういうことにしていってもいいのかなと個人的に思っております。

○山根啓荘議会事務局長 そう言いましても特命事項ですので、通常の業務と違いまして、企画的なところがあります。かなりハードではあります。

○福山権二委員 ハードどころではない、すごい。あそこは2人の副市長が座っているみたいな感じで、本会議でも2人が答弁するのだから。総務部長などはだれが答弁するのかと。市長以下副市長も何も言わないではないですか。組織が異常なのです、それが市長の方針だから。どうするかは、局長が言ったように、市長に言ってくれと。そうだろうけれども、いちばんづくりというので、初め相当もめた。何をするのかと。別に長期総合計画の優先順位でしているわけで、本当に要らないと思う。

○山根啓荘議会事務局長 長期総合計画は、もともとで言えば、現市長になる前にあったのだと思うのですよ。長期総合計画は長いスパン。そういった中で、当時、平成25年に当選され、市長として何を重点にしてやっていくのかといったときに、木山市長としては、庄原いちばんづくりを取り組みたいと。庄原いちばんづくりとは何なのか。心のいちばんということで、どんな施策があげられるかをピックアップして、施策をまとめたのが庄原いちばんづくりなのです。そういったものを3期になりますけれども、その3期の中で、見直しをしていっているという状況ですので、重複する部分があるかとは思いますが、長いスパンで見たときの長期総合計画と、少し短い間で何をやるべきかというところに違いがあるのは御理解をいただきたい。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 もともと、いちばんづくり課をつくるときに何が議論されたかと言えば、長期総合計画をつくったら、政府にもきちんと報告をするし、それに基づいて補助金がきちんとつくのですよ。県も含めて、長期間でこれとこれをやると。補助金体系もできて、出発している。決めてあるのに、判断を持っていこうとって、決めていないことをするから混乱するわけです。大混乱したではないですか。そういう市長のやり方があって、おかしいのではないかとあったのだけれども、最優先するためにいちばんづくりをつくったから、そこへ当てはめていただけです。本当はいちばんづくりがなくても、市長がこれとこれを優先しますよ、それで毎年、来年はこれをするかということを見直すではないですか。それで十分なだけれども、どうしてもいちばんづくりをつくって、庄原いちばんでやったから、今のように一部の人に仕事が過重になるという傾向にある。それは少し考えたほうがいいのではないかと提言は議会として当然やってもいいと思います。いや、実現するかどうかは知らないが、議会はそう思っているというのを出していいですよ。うるさいと市長が言えばそれまでだけれども。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 今、仕事の減とかいうところを言われているのですが、2番と3番、業務の見直しというところが少し関連するのではと思います。議論が、いちばんづくりがどうかこうとか、仕事の部分の提案になるのかと。

○桂藤和夫委員長 2番目の最後、仕事の減は難しいので、パートを使ってしっかりやれというような意見です。3点目の業務の見直し、振り分け、洗い出し。抜本的な業務の見直し、適切な指導の割り振り、残業の具体的な仕事の分類、業務プロセスを横断的に見直し、仕事の内容をランク分け、例えばAからFランクに分け、その中から比較的容易な業務は、会計年度任用職員を採用して対応する。各部署の平均残業時間数等の把握、時間外勤務縮減に向けた基本ルール策定、帰るシールの活用。例えば青が定時、黄色が2時間以内、赤が2時間以上。非正規社員を対象とした能力開発キャリア形成のための研修等の実施、仕事によって他の部署との協力体制も必要。内部での協力も進めるべきという意見が出ております。この件に関して何か御意見等があれば、谷口委員。

○谷口隆明委員 3番目の仕事の内容をランク分けしてというのがありますが、基本的に公務員の公務労働は全体の奉仕者として、市民のためにいろんな仕事をします。主観的にランク分けして、これは簡単だから会計年度任用職員に、というような単純なものではないのではないかと私は思います。各課でみんな重要な仕事をされているのではないかと思います。その辺は、実際の市役所職員ではないのでよくわかりませんが、そんな気がしました。

○桂藤和夫委員長 ほかにないですか。なければ次、4点目に行ってもいいですか。4点目が、組織風土改善、昇進したくない等、昇進するならやめます、目標とする職場の雰囲気の設定、その部署の立場の違いに関係なくみんなで助け合って楽しく仕事ができる環境をつくる、現場に任せない具体的な方策の設定、全国のほかの自治体と比較してみることも一考、職員の意識改革の醸成に努めること、女性が活躍したいと感じる職場づくり、仕事と家庭の両立ができる環境の醸成、ワンストップ支援体制、女性のキャリア意識向上のための研修の実施、市民の声や自分のアイデア・意見が上司に上げやすくなっているのか、風通しのよい職場になっているのか、意欲のある職員の積極的な提案の受け入れ、あるいは職員の専門や得意分野を生かす人事配置を行う、職員を育てる職場・仕事環境をつくること、職場での空気感、話を笑ってできる職場ということが出ております。この点について、皆様方の感想なり御意見を承りたいと思います。國利委員。

○國利知史委員 直接関係ないとは思いますが、やはり僕が、市民の方からも聞くし、いろんなところでよく聞くのは、風通しが悪いのではないかとこの意見です。僕も書いたのですが、市民や自分の意見とかアイデアを上にあげたくてもなかなか気を使って上げない、上げられない。決裁がおきるまでにすごく時間がかかって、それがストレスに感じるという職員さんもいらっしやると。それは市役所職員ではなくて、一般市民の方からもそういう状況にあるということも聞いているので、そこを何とかしないとダメだと思います。採用する、しないは別に、最近よく言われているボトムアップ理論。下から意見が上がってくる。上司は、見守るといって、ボトムから意見を吸い上げて自分たちでつくり上げていくという制度を研究して、そういう下のポジション、それから若い人たちが、自分たちでやっていこうという空気感をつくっていく。それがやりがいにもつながります。そういうボトムアップ理論を提唱している方が広島にいらっしやって、サッカーの話になりますけれども、サッカーでも全国的に結果がどんどん出て、Jリーグでも採用されているチームがふえてきています。そういうボトムアップ理論を市として取り組んでいく。全国どこの市町村でもやられていないことなので、ボトムアップ理論の研究をしてみるのも、組織風土の改善という部分につながってくるのかなと思います。ここにはそのボトムアップ理論を書いていないのですけれども。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。谷口委員。

○谷口隆明委員 今の話で、意欲ある職員の提案を受け入れるということを書いたのですが、結局、そういういろんな職員の能力を生かして働きやすい職場になっているかどうか。これも実態がよくわからないのですが、そういう気がしました。あと、例えば縄文とか弥生の得意な学芸員として入ったのに企画課にいるとか、いろんな土木の専門技術があるのに事務に行かされるとか、それは庄原市の損失ではないか。その人の能力を生かして、そういう学芸員だったら学芸員に配置して、ブラタモリを呼んでくるとか、それぐらい能力を生かしてあげないと、ということをすごく感じるのですよね。何であなたはここへいるのかと。そういうことも、職員を育てることにつながっていくのではないかなと思うのですけれども。

- 桂藤和夫委員長　　難しいと思いますけれども、女性を大切に考えてあげればいいかなと思います。あの程度、ワンストップで出産・子育て、結婚されたらという話ですけれども、そういうこともきちんとしてあげれば、少子化にも多少歯止めがかかるのかなといろんなことを考えるのですけれども。
- 坂本義明委員　　突き詰めたら、人事に女性がいないとわからない。男が人事をすると、女性の考え方で、生活のリズムが全然違うから。
- 桂藤和夫委員長　　市は部長制を引いているのですけれども、きちんと部長制が機能しているのかどうか。課長から部長制になって、その後の経過は外から眺めているだけなので中は見えませんけれども、今のところはどうかになっているのか。先ほどのボトムアップではないけれども、やはり新入職員も中堅もベテランもみんな、市民のために庄原市のために頑張ろうという意見が出れば、それを吸い上げる。財政も厳しいですから一遍にはできないかもしれませんが、やはりもう少しきちんと柱を1本立てないといけないのではないのかという気がします。枝とかばかりをつくるのではなくて、きちんとしたいろんな原理原則の中で、ここだけは崩せませんという1本の柱を立ててから、庄原市の行政を考えていくべきではないのかなと思います。それぞれ一生懸命されていることはよくわかりますけれども、何となく柱がないような気がします。5番目、時間減の具体的取り組み、見回り・声かけ・シャットダウン等以外、時間のみの管理だと持ち帰って行く事がふえるのではないのか、提出されない仕事がふえるのではないのか、業務の分類化、フレックスタイム制の導入、一部成果主義の導入、残業せざるを得ない構造、その改善、在宅勤務やテレワーク等、柔軟な働き方の導入の検討、仕事減は無理だとしてもリモートでの仕事の推進を図る、早出・早退出を考えてみてはどうか、という意見が出ております。この件について御議論をいただければと。局長。
- 山根啓荘議会事務局　　テレワーク自体はできるのはできるのですけれども、コロナのときから比べたら、実施しているところが少ないのだと思います。
- 桂藤和夫委員長　　坂本委員。
- 坂本義明委員　　出て来られない人がテレワークで仕事できるような方法は、仕事の中身によってはできないのかなと。例えば、山根局長と僕がトラブルを起こして、テレワークをしながら、山根さんのところへ資料を送ることは難しいかもしれないけれども、それ以外のことで何か使えるようにすれば、まだ人がやめるのも少ないのかなと思う。やはりテレワークは元の上司とかとの絡みをどうしていくのか。
- 桂藤和夫委員長　　國利委員。
- 國利知史委員　　コロナのときはまた変わってきて、テレワークだと結局何か出てきてやらないといけない。まだ日本は、完全にテレワークでできるような状況になっていない。全国的に見て、どの職種にしても、結局、元の状態に戻りつつあるということを知ったので、完全テレワークはなかなか難しいのかなとは僕も思うのです。例えば今言われるように、出産といったことで出産育児中の職員さんはテレワークができるとか、そういったことを形にできると、女性の方でも家で子供を見ながら仕事ができる。そうなれば、大分違って来るのかなと思います。
- 坂本義明委員　　うちも子育てのときにテレワークをしていた。それしかない。休むかどちらか。
- 桂藤和夫委員長　　次に行ってもいいですか。窓口カーテン導入、業務時間外の対応、時差出勤、食事の場所についてということですが。
- 福山権二委員　　5時15分に電話をきょうはもう終わりましたというふうにするのは、どこかに書い

であったか。検討してみるという話もあったし、三次の例もある。5時15分に電話をとめたらものすごく助かるという人が多いのですよ。かけてくる人は2、3人だろうけれども、ずっと話をされるのでうるさいと切るわけにいかないし。

○國利知史委員　　すごく賛成で、僕、この前広島銀行に行ったのですよ。11時半で一回閉まるのですが、僕はぎりぎり入ったから大丈夫でした。出たらもう入れなくなっていて、閉まったところに住民の方がぱっと来られて、閉まっているとなつたけれども、仕方がないみたいな感じで帰っていくのです。多分、初めだけは苦情が出ると思うのですけれども、そういうものだと思えば、住民の方も文句は言わなくなると思うのです。だから、どうしてもその時間でないとだめだという人には電話対応の人が1人いるとか、もう業務が終わりましたので、御用命の方はここに電話してくださいみたいな案内だけ出して置く。それでなればもうそれでいいのではないかなと僕は思います。

○桂藤和夫委員長　　例えば、お金がかかりますけれども、留守番電話を導入して、業務は終わりましたと。

○國利知史委員　　例えば、絶対してもらわないといけないというような住民からの用事は、市役所にはあるのですか。緊急で、例えば極端な話、救急車とかは別として、絶対きょうやらないとだめだから来たのにみたいな、そういう用事の人はいらっしゃいますか。死亡届はどうだろう。

○山根啓荘議会事務局長　　土日に対応するとか、庁舎が閉じているときに警備員の方に対応をお願いしている件などは、どうしても閉まっても対応しなければならないことがあるかと思えます。仮に、どうしても緊急ということになれば、警備員の方へこういった案件があれば管理職の者に連絡してくださいと、連絡先等も伝えていきますので、何とか対応できるのかなと思っています。

○桂藤和夫委員長　　あと、食事をしている場面が見えるからカーテンをしろというのは、業務のことだと思うのですけれども、その辺は可能なのですか。

○國利知史委員　　業務の改善には余り関係がないことではないかと私自身は思っている。

○桂藤和夫委員長　　その他へ行ってもいいですか。その他が、市民対応を全て録音する、記録を残す、AI対応の導入、総合案内所の設置、個人情報保護法により職員の配置が公表されなくなっているの、1階ロビーか入り口付近へ設けて、市民の相談に対応してはどうかということです。全て録音するのは難しいかもしれませんが、電話機を何台か変えて留守番電話対応をできるようにすればどうなのか。全部は変えられないかもしれませんが、それぞれ留守番電話につながるような対応にして、すみませんが時間外になりましたので、お急ぎでない方はあしたかけてください、お急ぎの方は何番にかけてくださいという形で、留守番電話で応答すればいいのかなと少し思っています。あとは総合案内所をつくってはどうかと思うのですけれども。

○福山権二委員　　新庁舎をつくる時にもめたよね。つくるかつくらないかと。それでつくらないということになった。あまり要請がないし、窓口に来てもらえばいいということで。どこへ行けばいいかわからないというような方がおられたら、そこへ行って、3階ですよとか2階ですよとか案内したらいいのかなと。

○福山権二委員　　前は窓口は何番と書いていなかったのですよ。ぐるぐる回っていた人がいたので、議会からも言って、3番に行ってくれ4番に行ってくれと窓口で言えるように、それで妥協できると。庁舎のつくりが、滝口市長のときに、中にいる者が快適につくったので、市民課でもこういうものをぱっと置いておこうと。年に1回とか来るのが少ない人はわからないから。番号をつけてやれという

○山根啓荘議会事務局長 特定事業主行動計画を策定するとき、一緒にメンバーに入っているのです。メンバーに入っているものに対して、できたものがあるわけですね。進捗状況はどうかということ、総務課がこうですという形で出しています。それについて、あえて組合を呼んで、進捗状況を把握している総務課が言ったことに対してどうかということを確認する必要はないのではないかと思います。それから、あともう一つ言えるのが、組合と総務課は労使の関係だと思うのです。労使の関係で不満があるのなら、そこの中で交渉するべきです。労使の問題で、双方で解決すべきことを解決できないならできないで、別の場があると思うのです。そこをわきまえて言わないと、特定事業主行動計画へ対してどうかということ進捗状況を聞いているわけですので、そこで一旦は整理したほうがいいのかと思うのですが、どうでしょうか。

○桂藤和夫委員長 局長から説明をいただきましたけれども。

○福山権二委員 親切な助言をもらったのですけれども、ここの委員会の意思として、いろんな角度からその現状を把握したい。現状について、総務課が考えていることと実際働いている状況が、違ってもいいし同じでもいいのですけれども、一応聞きたいと。意見を聞かせてくれと組合に言って、議会に言うことはない、総務課を通じて聞いてくれと言うのなら別だけれども、そんな感じのことは聞いていない。ここの委員会の意思として、提言するにしてもわからないことが多いので、実際どうか確認するのは別に総務課を批判するわけでもないし、やってみる価値は非常にあるのではないかと思います。

○桂藤和夫委員長 いろんな視点から確認する意味で、労働組合の方を一度参考人招致したらどうだろうかというお話だったと思います。これについて、局長の説明も踏まえての話ですけれども、御意見を承っていきたいと思います。谷口委員。

○谷口隆明委員 今、労使の関係で不満があればと言われたのですが、不満とかいうのではなくて、働いているものの代表として実態の話を聞くわけですね。特定事業主行動計画を一緒につくったのだからもう聞かなくていい、ということではないのではないかと思います。実態をどのように思っておられるかを聞いても、別におかしくないと思うのですが。

○桂藤和夫委員長 ほかに御意見ございませんか。

○國利知史委員 皆さんの話を聞いて、労働組合が総務課に聞いてくれと言うのならあれですけれども、お話ししますよと言うのなら、それは実際の方々に聞いたほうがいいのかなどは思います。本人さんたちが総務課を通してと言うのなら別ですけれども。

○山根啓荘議会事務局長 労働組合の代表者も職員の立場なので、参考人招致をしたときに、どの程度言えるかということもあるかと。ですから、何を聞かれるかを明らかにしてもらわないと、こちらからもなかなか双方に参考人として来てくださいというのは、各委員さんで段取りしてもらわない方法はない。

○桂藤和夫委員長 ある程度、質問事項をまとめて労働組合と話をし、来ていただけるとすれば、来ていただく方向で。それはもう総務課に聞いてくださいと言われたら、それで終わってしまうかもしれませんが。

○福山権二委員 どうしても聞きたいなら議会からやれということなので、その扱いに全くそうだとはいえないけれども、委員会の意思として、ある程度こういうことが聞きたいというのは出します。これは委員会の活動をしているのだから、議会事務局としては一切手をかけないで勝手にやってくれ

という投げ方はあまりに冷たい。そこは事前調整をしてくれぐらいで、呼ぶのはやはり議会として呼んでもらった方がいい。労働組合といっても、選挙のときに市長を応援する労働組合だから、けんかをするわけではない。どうかと聞くだけなので、そこは理解してください。

- 山根啓荘議会事務局長 何を聞くのかということをはっきりしてほしいのです。何を聞きたいのか。
- 福山権二委員 まず一つは、今の定員状況で仕事がきちんと回るのかどうか。今の定員状況で仕事がスムーズに回っているのか、何か苦情があるかどうか。あるいは、年次有給休暇の消化率も含めて、皆さんのところで苦情があるかどうか。健康状態でやめる人がものすごく多いのだけれども、どのように把握しているのかということを中心に聞く。もし、皆さんとしての思い、もっとこうしたらスムーズに回るというような要望があるのなら、そのことも聞きながら、今の労働実態について聞きたいということで、あとは来てもらってからそれぞれ聞くということにすればいいと思います。コンクリートして、これだと言うのも難しいと思われる。
- 山根啓荘議会事務局長 来てもらうにしても、時間内でしたら年休をとってもらおうということになります。先ほどの、今の定員でも業務が回ると思うかと聞いたときに、組合として、その代表者の一存で回りませんと回答した場合、その人の立場はどうなるのかということも出てくると思うのです。その代表者の一存で、思いだけで、回るとか回らないとか、言えないではないですか。そのあたりも難しいところがあると思うのですけれども。
- 福山権二委員 率直に言って、こういうことを聞きたいといったときに、労働組合の役員は、恐らく委員長だけではなく、短時間でも執行委員会を開くとか、なにかでやるだろうと思う。組織的な対応については、彼らに任せていいのだろうと。年休をとるかどうかは、こういうことだから、例えば所属長が1時間職免にしてもいいよと言うかもしれない。そこはそこの対応に任せる。もし、労働組合が、年休を取らないといけないなら来ないというなら、それもありだし、ということでもいいのではないですか。そんなに責任を持たせることはなくて、状況を知りたいので。
- 桂藤和夫委員長 それでは局長、当たってもらえますか。直接私が言ったほうがいいですか。それとも、議長を通して言ったほうがいいですか。どういう回答が返ってくるか。
- 福山権二委員 労働組合として、今の職場の働き方をどう思うか、現状はどうかと聞くのに、代表者がそのことに責任を持っていない、きちんと調査していないような組織ではない。それは当然きちんとしていますよ。こういう状況だと教えてくれたらいいのだから、あとはこちらが判断すればいい話です。資料はできるだけ事実に基づいて、詳細に考えないと提案などはできないですよ。
- 山根啓荘議会事務局長 ただ、そういう意味で、特定事業主行動計画に書いてあることについて、総務課長を呼んで聞かれたわけですよ。特定事業主行動計画へ対して、質問をされていると思うのです。それに対して、実際合っているのかどうかを聞く必要があるのですか。
- 福山権二委員 だから、働かせる側、働いている側それぞれから聞いたらいいのです。それが一番正しいことですから。この委員会としても、できるだけスムーズに業務が回って、1カ所に仕事が集中しない、職員がどんどんやめるという状況がないように努力しようということです。決して、執行者についても、労働組合にしても、こういう議会活動がだめだと言われることはないと思います。事実、総務課長も足りないという説明のときに、本当に足りないから、もし職員に来る人がいたら探してくれというぐらい困っているわけですよ。それは議会としても、十分に対応して協力しないといけないし、そういう立場ですから、別に総務課長を批判するために呼ぶものではありません。けんかをしよう

とって呼ぶのではないです。

○桂藤和夫委員長　ほかに意見がなければ、質問を考えて相手をお願いをしてみることしか今のところないと思いますので、その結果がどうなるかはわかりませんが、質問内容を検討して相手に交渉してみるということで収めたいと思います。次に、指定管理者制度の総括についてという項目に入ります。この件についても、どのようにまとめていくか、いつ報告をするかというところを議論して、次回の総務常任委員会へ進んでいきたいと思います。

○谷口隆明委員　指定管理者制度については、まだ十分に検討できていないと思うので、引き続き検討しないと、いつまとめをするかと言ってもまだそういう段階ではない。

○桂藤和夫委員長　指定管理者制度と特定事業主行動計画の中間報告案を次回の総務常任委員会までに作らせていただいて、皆さんと協議した上で、3月定例会で報告をする方向で考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4 その他

○桂藤和夫委員長　次回の総務常任委員会ですけれども、決まりごとでいきますと、3月4日の月曜日になります。御都合はいかがでしょう。月初めの第1月曜日、3月4日でちょうど審査が終わって、一般質問に向けてしばらく何も無い1週間になるかと思いますが、4日の10時からでもいいですか。御都合が悪い方、午後のほうが良いとおっしゃれば午後になりますけれども、よろしいですか。3月4日の午前10時から総務常任委員会をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。局長。

○山根啓荘議会事務局長　労働組合へ何を聞くかということについては、きょうメールをしておきますので、2月26日月曜日までには御回答いただきますようお願いいたします。

○桂藤和夫委員長　聞きたいことの取りまとめはどう考えればよろしいですか。

○山根啓荘議会事務局長　26日までに回答をもらって、3月4日の委員会で聞くことを確認して、そこから交渉となります。

○國利知史委員　きょう、山根事務局長から各委員に用紙か何かメールで送られてくるので、何を聞きたいかをそれぞれの議員さんが月曜日までに局長に送り返す。4日までにそれをまとめて、4日の総務常任委員会の際に、こういうことが出ましたけれど、と議論するということですね。

○桂藤和夫委員長　はい。それではそういうことで御理解いただけますでしょうか。これで本日の総務常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午後3時6分　散　会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長